

国海査第 333 号
平成 28 年 9 月 29 日

一般社団法人自動車部品工業会 会長 殿

国土交通省海事局検査測度課長



危険物の海上輸送における安全確保について

平成 27 年 7 月 31 日に北海道苫小牧沖で発生した旅客フェリー「さんふらわあ だいでつ」の火災事故について、運輸安全委員会から経過報告が公表されました。報告書によりますと、出火原因とは直接の関係はないと考えられるものの、積載されていたシャーシ内の一部には、引火性高圧ガスに分類される小型のガスボンベが約 1,050 本、フェリー会社に対して無申告で積載されていたという事実が明らかになりました。

危険物を船舶により運送する場合、危険物の荷送人は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年 8 月 20 日運輸省令第 30 号）に基づき、危険物の国連番号、品名、個数、質量などを記載した書類を船舶所有者又は船長に提出しなければならないこととなっています。

貴協会におかれましては、傘下の事業者に対し、添付のリーフレット等をご利用いただき、危険物を船舶により運送する場合における法令遵守の徹底を図るよう周知願います。